

行政文書管理規則の改正等について

大臣官房公文書管理課

1 改正等の趣旨

平成27年10月1日に、文部科学省にスポーツ庁が、防衛省に防衛装備庁が新設されるとともに、農林水産省において組織再編が行われることに伴い、各行政機関の行政文書管理規則を改正等するもの。

2 改正等の内容

(1) 文部科学省行政文書管理規則

スポーツ庁の新設に伴い、同庁を規則の対象範囲に追加する等するもの。

(2) 農林水産省行政文書管理規則

経済連携交渉等を担当する政策統括官の設置等の組織再編の一環として、文書管理事務及び監査事務の所掌部署が変更されることに伴い、副総括文書管理者及び監査責任者の変更等を行うもの。

(3) 防衛省行政文書管理規則及び防衛装備庁行政文書管理規則

防衛装備庁の新設に伴い、防衛省行政文書管理規則から同庁に係る規定を削除するとともに、同庁の文書管理規則を制定するもの。

なお、同庁の規則は、防衛省の規則を基にしており、おおむね同じ内容となっている。

[参考 ガイドラインとの主な相違点]

本庁の総括文書管理者等に加え、施設等機関に主任文書管理者等を置く。

3 今後のスケジュール

施行：平成27年10月1日